

気候風土適応住宅の独自基準策定 事例

令和7年6月



一般社団法人 環境共生まちづくり協会 (kkj)

目次

※令和6年9月に開催された「気候風土適応住宅シンポジウム」において、独自基準の策定に取り組む自治体の紹介のパネラーとして滋賀県、長崎県に参加いただきました。

シンポジウム発表資料をk k j ホームページ「気候風土適応住宅シンポジウム動画/資料 独自基準策定の事例」に掲載中です。

気候風土適応住宅の独自基準策定

独自基準策定の事例 <滋賀県>	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
独自基準策定の事例 <長崎県>	・・・・・・・・・・・・・・・・	3

独自基準策定の検討を始めた理由

令和7年4月1日から原則全ての建築物に省エネ基準の適合義務化になり、県内でも地元大工・設計者が造る住宅（特に県内で造られる伝統的構法による住宅）について、法が定める外皮基準に適合させることが困難なものが出てくる可能性がある。

これらの住宅について、関係団体、地元設計者等から県独自基準の設定について実務者の意見を取り入れるように要望が出ており、このことから、県産木材を利用した木造住宅の普及促進、地元に根付く技術の継承の観点から、本県に必要と考えられる住宅について県内独自基準の整備の検討を進めることとした。

滋賀県型気候風土適応住宅基準 策定に向けた活動

令和5年11月	第1回 実務者との意見交換会を実施 (県、滋賀県建築士会、滋賀県建築士事務所協会) 気候風土適応住宅とは何か、独自基準策定の必要性等について意見交換を行った。
令和6年2月	第2回 実務者との意見交換会を実施 (県、滋賀県建築士会、滋賀県建築士事務所協会、湖国すまい・まちづくり推進協議会) 国告示、他府県基準、独自基準要件等について議論を行った。 滋賀県における木の家づくりを推進している施工者も参加した。
令和6年6月、8月、10月	第1回～第3回「気候風土適応住宅基準検討会」実施【支援対象】 独自基準の検討を進めることを確認し、令和5年度の意見交換会における意見を踏まえ、県において独自基準の素案を作成提示し、議論を行った。
令和6年12月	「滋賀県気候風土適応住宅の独自基準等説明会」準備検討会【支援対象】 1月に開催される説明会の講師の依頼、募集方法の確認、当日の役割分担、準備物等の確認を行った。
令和7年1月	「滋賀県気候風土適応住宅の独自基準等説明会」実施【支援対象】 気候風土適応住宅の国が定める要件、滋賀県が独自に定める要件などについて説明を行った。

k k j ホームページ「気候風土適応住宅シンポジウム動画/資料 独自基準策定の事例 滋賀県」より抜粋

滋賀県気候風土適応住宅の独自基準等説明会

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下「建築物省エネ法」という。)の改正により、令和7年4月1日から建築する全ての住宅に「省エネ基準への適合」が求められることとなります。地域の工が建築する伝統的な住宅は改正後の外皮の基準に適合させることが困難なものも想定されることから、国が決めた気候風土適応住宅に係る要件に加え、滋賀県独自の要件も追加されることになりました。これにより高気密高断熱住宅の「閉鎖系」住宅と、伝統的な住宅の地域の気候風土に適応した「開放系」住宅、が省エネ達成の「もう一つの選択肢」として「気候風土適応住宅」という枠組みが新たにできました。

つきましては、新たな制度の運用のために、「滋賀県気候風土適応住宅の独自基準等説明会」を下記要領にて開催いたしますので、多くの方々に受講して頂きますよう、ご案内申し上げます。

主 催：公益社団法人 滋賀県建築士会
後 援：滋賀県、一般社団法人 環境共生まちづくり協会
日 時：令和7年1月24日(金曜日) 受付13:30～ 開始 14:00～16:00
※当会館の館本場はご利用いただけません。お車で渡渡の方は近隣の駐車場をご利用ください
会 場：建設会館4F 大ホール 大津市におの浜1-1-18 TEL 077-522-1615
受講料：会員、非会員一律 無料
定 員：50名(先着順)
申込み：令和7年1月23日(木)必着 までに裏面の申込書に必要事項を記入し、FAX・メール
申込先：〒520-0801 大津市におの浜一丁目1-18 建設会館3階
公益社団法人 滋賀県建築士会 TEL：077-522-1615 FAX：077-523-1602
E-mail:shiga-sa@mx.bw.dream.jp http://www.kentkushikai.jp/

お申込み・お問い合わせ
滋賀県建築士会
http://www.kentkushikai.jp

公益社団法人 滋賀県建築士会

2. 気候風土適応住宅の基準について 見込み事項

滋賀県気候風土適応住宅の要件

国が定める要件
県が独自に定める要件

■ 次のいずれかに該当するもの

■ 国が定める(1)に下記の2要件を追加
①工法
②

2. 気候風土適応住宅の基準について 見込み事項

滋賀県気候風土適応住宅の要件

国が独自に定める要件(一部抜粋)

国が定める要件(一部抜粋)

上掲の木材は、手刻みにあること
下記の4要件を追加。下記に該当する要素を選択した場合、国の要件(すれか1つ以上を選択)天井または網代天井とする室内側に大きな建付窓の合計3.64㎡以上に面する室外側に多層構造材に3㎡以上)使用するが0.9㎡以上、クレーバを除いた複数の窓を配置し

土木交通部建築課建築指導室

滋賀県気候風土適応住宅の独自基準等説明会 (R7.1開催) 資料 より抜粋

令和6年7月～令和7年1月
 滋賀県建築士会、湖国すまい・まちづくり推進協議会、
 滋賀県建築士事務所協会の3団体が「気候風土適応住宅
 の独自基準策定の支援」を申請し活動した。

令和6年度
 「気候風土適応住宅の独自
 基準策定の支援」を活用

【支援対象】

- ・気候風土適応住宅基準検討会 3回開催（人件費、交通費）
- ・気候風土適応住宅の独自基準等説明会及び準備検討会 1回開催（人件費、交通費、印刷費）

令和7年4月1日
 滋賀県型気候風土適応住宅
 の基準 運用開始

滋賀県内全域を対象とした、県独自の基準
 を定めた。

※詳細は以下のリンク先からご確認ください

[滋賀県ホームページ](#)

- ・ [滋賀県型気候風土適応住宅基準解説書](#)
- ・ [滋賀県気候風土適応住宅チェックリスト](#)
- ・ [様式1 手刻み証明書](#)

(別記様式第1)

滋賀県 気候風土適応住宅チェックリスト

・省エネ通則が必要な場合、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出者または設計者が告示への適合状況を自己確認した結果を当該チェックリストに記入し、計画書に添付する。また、建築確認の申請者または設計者も、確認申請図書に当該チェックリストを添付する。

・省エネ通則が不要な場合、建築確認の申請者または設計者が告示への適合状況を自己確認した結果を当該チェックリストに記入し、確認申請図書に添付する。

年 月 日

建築物およびその敷地に関する事項		
地名地番	チェック項目	チェック (申請者又は設計者が記入)
令和元年国土交通省告示第786号第1項各号に掲げる要件と同等であると認められるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。		
告示要件	(1) 外壁の過半が両面を真壁造とした土塗壁であること。	<input type="checkbox"/>
	(2) 外壁が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること。	<input type="checkbox"/>
	(3) 屋根が茅葺であること。	<input type="checkbox"/>
	(4) 次のアおよびイのいずれにも該当すること。	<input type="checkbox"/>
ア	次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当すること。	
	(ア) 外壁について、片面を真壁造とした土塗壁であること。	<input type="checkbox"/>
	(イ) 外壁について、片面を真壁造とした落とし込み板壁であること。	<input type="checkbox"/>
告示要件	(ウ) 外壁について、過半が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること。	<input type="checkbox"/>
	滋賀県型要件	(エ) 工法について、貫工法であること。
告示要件	(オ) 柱、梁、母屋および土台に用いる木材について、手刻みによる加工がされた継手仕口であること。	<input type="checkbox"/>
	イ	次の(ア)から(ウ)までのいずれか1つ以上、または、(エ)から(ク)までのいずれか3つ以上に該当すること。ただし、アの(ア)から(ウ)までのいずれにも該当しない場合は、次の(ア)から(ウ)までのいずれか1つ以上、または(エ)から(ク)までのいずれか3つ以上（(エ)または(オ)を含むものに限る。）に該当すること。
告示要件	(ア) 屋根が次のいずれかの構造であること。	a 化粧野地天井 <input type="checkbox"/>
		b 面戸板現し <input type="checkbox"/>
		c せがい造り <input type="checkbox"/>
告示要件	(イ) 床が板張りであること。	<input type="checkbox"/>
	(ウ) 窓の過半が地場製作の木製建具であること。	<input type="checkbox"/>
告示要件	(エ) 主たる居室の天井が等継天井または側代天井であること。	<input type="checkbox"/>
	滋賀県型要件	(オ) 縁側（外縁を除く。以下同じ。）の室内側に建具（開口部の高さが1.7m以上であって柱芯の間の長さ（建具が複数ある場合にあってはその合計）が3.64m以上のものに限る。以下同じ。）を設け、かつ、縁側の室外側に多層構成の建具を設けていること。

様式1)

年 月 日

手刻み証明書

下表の工事名において、下表の接合部の仕口を手刻みで作業したことを証明します。

施工者（元請）
現場責任者名
施工者（下請）
手刻み作業者名

工 事 名	
工 事 場 所	
施 工 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
設 計 者	資格：（ ）級建築士（ ）登録第（ ）号 氏名： 建築士事務所名： （ ）級建築士事務所（ ）知事登録（ ）号
手刻みによる加工がされた接合部	・ 土台と柱（間柱は除く。） ・ 柱と梁 ・ 梁と梁 ・ 母屋と束（母屋と垂木との接合部は除く。）

※手刻みによる加工がされた接合部の該当部分は、○で囲む。

独自基準策定の事例2 < 長崎県 > 1/2

令和6年4月1日に基準(案)、令和7年4月1日に運用ガイドラインとあわせて本運用開始

【独自基準を定める目的】

省エネ性能の向上は必要不可欠であり、今後も推進していく一方で、そのことによって、これまで気候風土に適応するために継承されてきた長崎の住まい・住まい方、景観、それを作ってきた材料や技術の今後の進化を途絶えさせることなく、未来へ継承していくため。

**令和4年度から検討を開始し、
令和5年4月から基準のたたき台を作成した**

「長崎型伝統的木造住宅」

- 長崎県全域を対象
- 伝統的構法で造られた自然素材を多用した住宅
- 基準作成検討会議を開催し、策定に向け検討した。
- 長崎県建築士会等の各関係団体の意見を踏まえた。
- 既に九州3県(熊本県、宮崎県、福岡県)で策定済みの基準を参考とした。

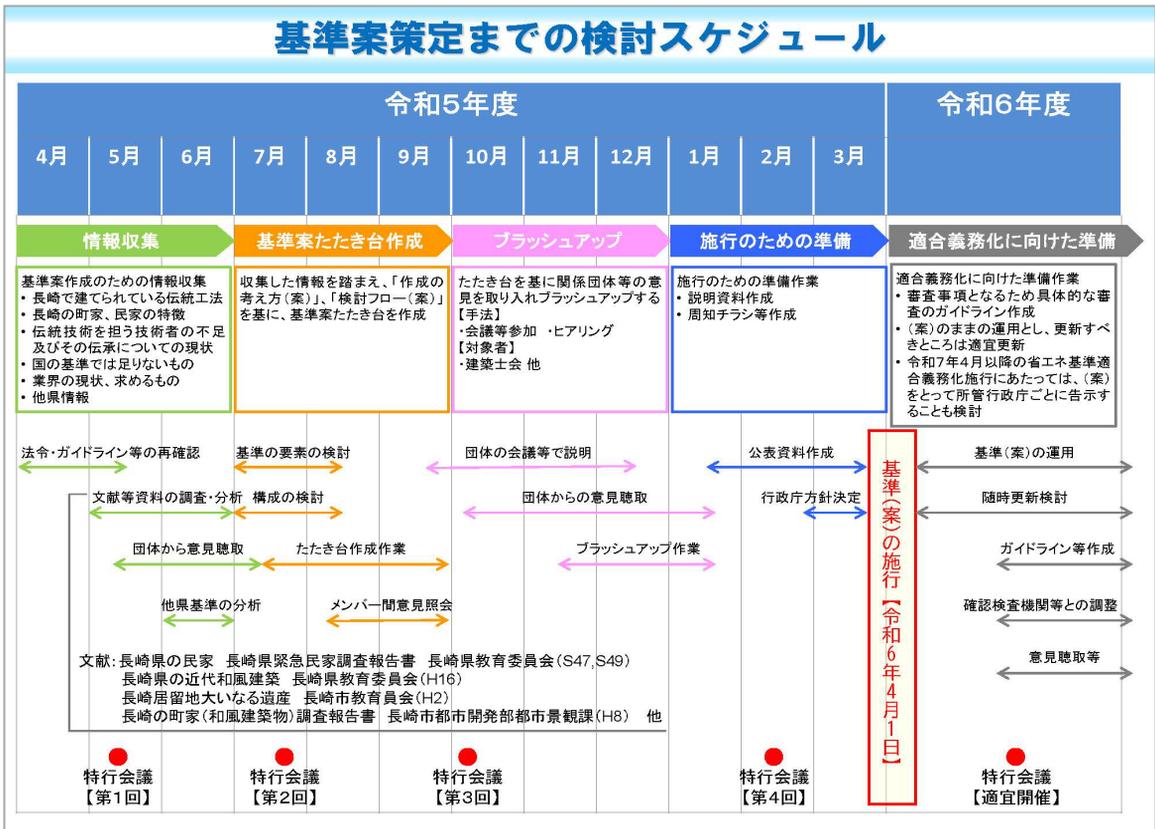
「居留地型(洋館型)住宅」

- 旧居留地(東山手、南山手)の重要伝統的建造群保存地区を中心とした長崎市歴史的風致維持向上計画重点地域を対象
- 長崎県建築士会で既存の居留地型住宅群の調査を行い工法、材料、様式等のデータをまとめ、標準的な設計プランを含めた建築ガイドラインを作成し、それをベースとした。

「令和6年度九州ブロック研究集会『建築士の集い』みやざき大会『みやざき木好風土』」(令和6年6月)より抜粋



基準案策定までの検討スケジュール



独自基準策定の事例2 < 長崎県 >

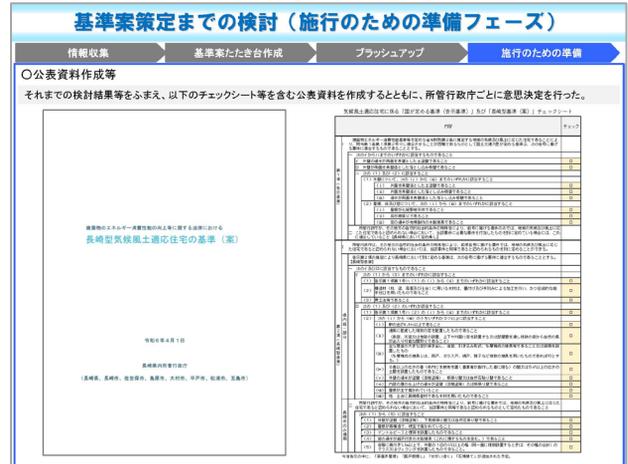
2/2

令和6年4月1日に基準(案)、令和7年4月1日に運用ガイドラインとあわせて本運用開始

令和6年4月

長崎型気候風土適応住宅基準(案)を策定した

- 2つの異なるタイプの住宅からなる「長崎型気候風土適応住宅基準(案)」を策定した。
- 省エネ基準適合義務化に向けた準備作業を行った。
 - ①基準(案)の周知
 - ②基準(案)の運用実態を踏まえた見直し
 - ③審査事項となるための具体的な設計審査の運用ガイドライン作成【支援対象】
 - ④令和7年4月以降の省エネ基準適合義務化施行に向けた、基準の位置付け方法の検討



kkjホームページ

「気候風土適応住宅シンポジウム動画/資料 独自基準策定の事例 長崎県」より引用

令和6年8月～1月

省エネ基準適合義務化に向けた準備作業のうち③運用ガイドライン作成の費用について、長崎県建築士会と連携し「気候風土適応住宅の独自基準策定の支援」を申請し活動した。

令和6年度
「気候風土適応住宅の独自
基準策定の支援」を活用

【運用ガイドラインの目的】

基準(案)は曖昧な表現が多いことから、省エネ基準適合義務化の施行以降、設計や確認申請等の審査時に混雑が生じないように、基準の内容の解説及び確認申請等に必要な添付図書等を示すこと

【支援対象】

- 運用ガイドライン検討ワーキング 6回開催(人件費、会場費、交通費)
- 現場見学会 1回開催(人件費、交通費)
- 運用ガイドライン作成(人件費、印刷費、事務経費等)

令和7年4月1日
長崎型気候風土適応住宅の
本運用を開始

長崎県内の所管行政庁が定める統一した基準として「長崎型気候風土適応住宅の基準」を定めた。

※詳細は以下のリンク先からご確認ください

[長崎県ホームページ](#)

- ・ [長崎型気候風土適応住宅の基準](#)
- ・ [チェックリスト](#)
- ・ [運用ガイドライン](#)

